



山形県公報

令和7年7月8日（火）
第619号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…751
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（同）…754
- 地籍調査事業計画の決定……………（農村計画課）…755
- 公共測量の実施の変更の通知……………（同）…756
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…757

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………758

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（税 政 課）…同
- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…761

そ の 他

- 令和7年度行政書士試験の実施……………（市 町 村 課）…同

正 誤

告 示

山形県告示第527号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義
酒田市曙町一丁目1番地
- 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
本間 光記 もみ、玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年6月26日

佐々木 浩希 もみ、玄米、大豆	同 左
佐々木 盛二 もみ、玄米、大豆	同 左
遠田 聡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
児玉 康昭 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 俊之 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 真司 もみ、玄米、大豆	同 左
遠藤 学 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 哲也 もみ、玄米、大豆	同 左
和島 功 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 広一 もみ、玄米、大豆	同 左
渡辺 桂 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
小野寺 由一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 晃喜 もみ、玄米、大豆	同 左
澁谷 享治 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 光昭 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 耕 もみ、玄米、大豆	同 左
田村 賢治 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 彰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土井 翼 もみ、玄米、大豆	同 左
前田 考裕 もみ、玄米、大豆	同 左
佐々木 功 もみ、玄米、大豆	同 左
佐藤 良輔 もみ、玄米、大豆	同 左
長沢 隆洋 もみ、玄米、大豆	同 左
成田 幸司 もみ、玄米、大豆	同 左

小松 祐輔 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 由紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 英樹 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 勝則 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田村 和也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坪沼 雪人 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
工藤 武士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
池田 喜雄 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 英明 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 孝 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 雅紀 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
田中 大士 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 義人 もみ、玄米、大豆	同 左
池田 隆紀 玄米	同 左
高橋 茂央 玄米	同 左
櫻井 廉 玄米	同 左
伊藤 一磨 もみ、玄米、大豆	同 左
伊藤 雅徳 もみ、玄米、大豆	同 左
岡部 真治 もみ、玄米	同 左
齋藤 大地 玄米	同 左
佐藤 秀樹 玄米	同 左
五十嵐 優丞 玄米	同 左
今井 匡仁 玄米	同 左
富樫 博明 玄米	同 左

伊藤 奈緒 玄米	同 左		
	佐々木 翔太 もみ、玄米、大豆		

山形県告示第528号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和7年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年8月4日
42
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社コクボ
代表取締役 小久保 良樹
飽海郡遊佐町遊佐字京田65番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
小久保 正 樹	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年8月4日
44
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社にしだ
代表取締役 西田 一成
新庄市十日町6652番地1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
西 田 里 美	玄米	国内産農産物に限る。

西 田 康 人	玄米	
---------	----	--

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年 8 月 4 日
46
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社歌丸の里
代表取締役 高石 孝悦
長井市歌丸3766番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
加 藤 栄 助	玄米	国内産農産物に限る。
嶋 貫 幸 一	玄米	
鈴 木 和 幸	玄米	

山形県告示第529号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和 7 年 7 月 8 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字切畑、大字風間、大字十文字、大字下東山、大字中里、大字青柳、大字上東山及び大字志戸田の各一部	令和 6 年12月17日か ら令和 8 年 3 月31日 まで
	大字中桜田、中桜田三丁目、大字岩波、小立四丁目及び大字上桜田の各一部	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月31日 まで
米 沢 市	遠山町の一部	同
鶴 岡 市	谷定の一部	令和 6 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月31日 まで
	同	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月31日 まで

酒 田 市	北俣の一部	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
	同	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
上 山 市	河崎四丁目、葉山、河崎、長清水、十日町、高松、北町一丁目、北町二丁目、栄町二丁目及び美咲町一丁目の各一部	同
長 井 市	今泉及び河井の各一部	同
天 童 市	大字荒谷の一部	令和6年4月1日から令和7年9月30日まで
	大字蔵増、大字荒谷、大字上萩野戸、下萩野戸及び大字干布の各一部	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
南 陽 市	宮内の一部	同
高 畠 町	大字高畠の一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	同
飯 豊 町	大字上原（字津沢）、大字上屋地及び川内戸の各一部	同

山形県告示第530号

令和7年5月県告示第404号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和7年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和7年4月14日から同年6月30日まで

（変更後）令和7年4月14日から同年7月31日まで

山形県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 峰 昭	最上郡鮭川村大字庭月1978番地
同	高 橋 正 行	同 2531番地
同	安 喰 秀 弥	同 佐渡1756番地

同	堀 米 浩	同	庭月2362番地
同	井 上 広 光	同	2056番地
同	田 中 純 二	同	2073番地
監 事	中 嶋 正 勝	同	2188番地 2
同	井 上 信 也	同	2427番地 3
同	阿 部 諭	同	京塚232番地

山形県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 嶋 正 勝	最上郡鮭川村大字庭月2188番地 2
同	井 上 広 光	同 2056番地
同	田 中 純 二	同 2073番地
同	土 田 浩 美	同 石名坂598番地 4
同	堀 米 亮	同 庭月2060番地
同	中 嶋 真 幸	同 1998番地
同	堀 米 雄 一 郎	同 2074番地
監 事	堀 米 浩	同 2362番地
同	堀 米 真 人	同 2064番地
同	黒 坂 崇	同 1978番地

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第10号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月8日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「

透析患者食事提供料	1食につき 740円
-----------	------------

」を

「

透析患者食事提供料	1食につき 760円
-----------	------------

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
e L T A X 更改及び外形標準課税の適用法人の見直しに伴う税務総合電算システム改修業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部税政課税務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569
- 落札者を決定した日 令和7年5月16日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社Y C C 情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 落札金額 85,250,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年4月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月8日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関17箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
酒 田 光 陵 高 等 学 校	令和7年5月16日	柴田委員	—
東 京 事 務 所	令和7年5月16日	小松委員	海老名委員
米 沢 鶴 城 高 等 学 校	令和7年5月20日	柴田委員	—
農業総合研究センター水田農業研究所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
村 山 電 気 水 道 事 務 所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
最 上 電 気 水 道 事 務 所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
酒 田 電 気 水 道 事 務 所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
農業総合研究センター畜産研究所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
農業総合研究センター養豚研究所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
置 賜 電 気 水 道 事 務 所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
港 湾 事 務 所	令和7年6月19日	加賀委員	柴田委員
東 北 農 林 専 門 職 大 学	令和7年6月19日	小松委員	海老名委員
農 林 大 学 校	令和7年6月19日	小松委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和7年6月19日	小松委員	海老名委員
河 北 病 院	令和7年6月19日	小松委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 酒田光陵高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で調定手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの
調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの

県立学校施設使用料（使用許可に係る使用料）

調定すべき日 令和5年11月1日

調定日 令和5年12月11日

調定額 3,210円

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの

旧酒田工業高校環境技術科棟産業廃棄物処理業務委託

検査日 令和5年10月18日

請求書受理日 令和6年2月14日

支払日 令和6年2月21日

支出額 749,980円

ロ 米沢鶴城高等学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2箇月超 62件

3箇月超 1件

ハ 農業総合研究センター畜産研究所

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

公用車1台について車検が切れたまま使用したもの

車種名 ニッサン アトラス

車検満了日 令和6年7月25日

車検更新日 令和6年8月20日

ニ 港湾事務所

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が最低制限価格を下回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの

令和6年度 酒田港整備事業費（重要港湾改修費補助） 酒田港外港地区大浜防波堤（波除） 予備・実施設計業務委託

(ロ) 収入調定が適切でないもの

(内容)

a 年度所属区分を誤ったもので、節又は細節で10万円以上のもの 2件 合計317,548円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和6年3月分電気料）

調定日 令和6年3月31日

調定額 169,500円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

b 年度所属区分を誤ったもので、1万円以上のもの 3件 合計76,617円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和6年3月分電気料）

調定日 令和6年3月31日

調定額 23,463円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

c 年度所属区分を誤ったもので、1万円未満のもの 19件 合計82,063円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和6年3月分電気料）

調定日 令和6年3月31日

調定額 8,432円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（村山電気水道事務所、置賜電気水道事務所）

(ロ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもの（河北病院）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和7年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和7年7月8日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
山形職業能力開発 専門校	収入の調定が適切でないもの	決裁の際に、各項目について複数の職員により十分に確認するほか、確認したことを関係書類に明記し、所属長が適正な処理の確認をとれる体制とした。 また、特に年度末の調定については、注意事項として引継書により確実に次の担当者に伝えるよう徹底する。

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る令和7年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和7年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理 事 長 望 月 達 史

- 試験の日時
令和7年11月9日（日）午後1時から午後4時まで
- 試験の場所
山形市上桜田三丁目4番5号 東北芸術工科大学
- 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 試験案内の掲載及び配布

(1) 試験案内は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に掲載する。

(2) 試験案内及び受験願書の配布を希望する者には、次により配布する。

イ 窓口での配布

配 布 場 所	所 在 地	配 布 期 間
山形県みらい企画創造部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで（同月11日（月）並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで（同月11日（月）から同月15日（金）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	

ロ 郵送による請求

(イ) 請求期間 令和7年7月7日（月）から同年8月8日（金）まで（同日まで必着とする。）

(ロ) 請求方法 返信用封筒（角形2号の封筒に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、180円分の郵便切手を貼付したもの。）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(ハ) 配 布 (イ)の期間内に(ロ)の請求方法により請求があったものについて、令和7年7月22日（火）か

ら郵送により配布する。

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

受付期間は、令和7年7月22日（火）午前9時から同年8月25日（月）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

(2) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書を貼付したもの。）

(3) 受験手数料

10,400円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

6 特例措置の実施

身体機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、令和7年7月7日（月）から同年8月18日（月）までの間に、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内を確認すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和8年1月28日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

		正		誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 7. 6. 20	第614号	685	下から15	上山市細野	上山市細谷

令和7年7月8日印刷
令和7年7月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県